

平成 27 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2 箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商 法

〔問 題〕

## 【事例】

Y 株式会社（以下、Y 社という。）は、東京証券取引所に株式を上場している大会社・監査役会設置会社である。Y 社は種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は2,000万株、株主数は2,500名である。Y 社の定款には、単元株式数は100株とする旨、取締役の選任決議は累積投票によらない旨、および株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる旨の定めがある。

平成26年6月27日に行われたY社の定時株主総会について、5月30日にY社から株主に書面で発せられた招集通知には、決議事項として、「取締役5名選任の件」が記載され、また、招集通知に際して交付された株主総会参考書類には、取締役候補者として、現在の取締役5名すべて（現在の代表取締役社長であるAを含む）が記載されていた。

Y社は、Aが強力なリーダーシップを発揮し、カリスマ経営者として君臨してきた会社であるが、近年は業績が思わしくない。

## 【設問】

以下の各問について答えなさい。なお、問1および問2は、互いに独立した問題である。

問1 平成20年よりY社の株式80万株を保有するXは、A以外の取締役候補者については異存がないものの、最近のAには経営者としての能力に問題が生じてきていると考え、平成26年3月末に、XがAに代わって取締役としてY社の経営にあたることを決意した。株主総会の事前、および、株主総会の当日にXの採りうる会社法上の措置を挙げなさい。

問2 Y社の株主総会において、株主Zが、「Y社の経営の効率性には問題があると思うが、経営者であるAとしてはどのように考えているか。例えば…」と質問を開始したにもかかわらず、議長のAはZの発言をさえぎり、「経営の状況につきましては、事業報告に記載してあるとおりです。採決に移ります。私ども5名を取締役として選任することに賛成の方は挙手をお願いします。」と発言し、出席株主の議決権の過半数を有する者の賛成を確認したうえ、「賛成多数と認めます。」と取締役選任決議の成立を宣言した。Zはこの株主総会決議の効力を争うことができるか。



# 民事訴訟法

〔問 題〕

## 【事例】

Xは、Yとの間で、自己の所有する建設機械とYが海外から輸入する予定の自動車を交換する契約をした。そして、同契約の約定に従って先に同建設機械を引き渡したが、Yが自動車の引渡予定日が過ぎても義務を履行しないので、相当期間を定めてこの契約を解除する旨の通知をし、同建設機械の返還を求める訴訟を提起した。

## 【設問】

以下の各問について論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 Yは、自動車の引渡しができないのは、Xの部下Aによって不当に輸入が妨害されているからであり、自分には何らの落ち度もないので、Xによる解除は、その要件を満たしていないと主張した。しかし、裁判所は、Aによる不当な妨害があったかどうかにつき、証拠をすべて取り調べても心証を抱くことができなかった。裁判所は、この事件をどのように処理すべきか。

問2 X勝訴の判決が確定したが、Xが執行手続をとる前に、Yは、事情を知らないZに対し、係争中の建設機械を売却して、その引渡しも完了してしまった。そこで、Xは、あらためてZを被告として同建設機械の引渡しを求める訴訟を提起した。XとYの間の前訴における確定判決は、このXとZの間の後訴において、いかなる意味をもつか。



# 刑事訴訟法

## 〔問題〕

次の【事例】を読んで、後の【設問】に答えなさい。解答は、問いの順に従い、かつ、どの問いに対する答えであるのかを明示して記載しなさい。

## 【事例】

警視庁三田警察署の司法警察員 K らは、「LS 投資組合」の代表者甲、従業員乙・丙らが、競馬の勝ち馬を 7 割以上の確率で的中させると宣伝し、確実に儲かると称して不特定多数の投資家から資金を集めているとの情報を得て内偵を進めたところ、嫌疑が裏付けられたので、強制捜査に着手することとし、平成 26 年 8 月 3 日、東京簡易裁判所裁判官に搜索差押許可状を請求し、同日にその発付を得た。<sup>①</sup>この令状の「罪名」の欄には「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反」、「搜索すべき場所」の欄には「東京都港区三田 2 丁目 15 番 45 号丁ビル 201 号室 LS 投資組合、及び同ビル内の差押え物件が隠匿保管されていると思料される場所」、「差し押さえるべき物」の欄には「金銭出納簿、預金通帳、営業日誌、パンフレット、投資申込書、領収書控、手帳、メモ、パソコン、USB メモリ、携帯電話、その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」と、それぞれ記載されていた。

丁ビルは 5 階建てのいわゆる雑居ビルであり、管理人の常駐する管理室のほか、各階にテナントが 2 軒ずつ入居している。また、各階に設置されたトイレ・給湯室は共用であり、清掃用具等を収納するための共用の物置もある。K らは、同月 5 日に、上記令状に基づき丁ビル 201 号室の搜索を実施したところ、<sup>②</sup>「A 山太郎 8/1 300 万 乙」、「B 川次郎 8/7 100 万 丙」と記載されたメモを発見したので、これを差し押さえた。

K らは、上記嫌疑内容を被疑事実とする逮捕状の発付を得て、同月 7 日に、甲らを逮捕した。同月 9 日、甲らは勾留されたが、甲は、逮捕及び勾留中の取調べにおいて、一貫して犯行を否認し、自分は、乙、丙らに個人的に資金を託されて競馬に投資して運用していただけであり、したがって、それらの資金は、当然、乙、丙らの自己資産であると思っていた、と主張した。一方、<sup>③</sup>乙、丙は、勾留中に検察官 P の取調べを受けた際に、甲が不特定多数の投資家を勧誘して資金を集める計画を立て、乙、丙らは、その計画に基づき、甲の指示を受けて投資家を勧誘していたこと、及びその手口の詳細等について供述した。

P は、同月 28 日に、甲らを出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反の罪（預り金の禁止）で起訴した。同年 10 月 27 日、第 1 回公判期日が開かれ、冒頭手続において乙及び丙は、有罪であることを自認した。しかし、<sup>④</sup>甲は無罪を主張し、弁護人も同意見であると陳述した。裁判所は、甲の弁論と乙及び丙の弁論を分離する決定をした。

## 【設問】

- 1 下線部①の令状の記載について論じなさい。
- 2 下線部②の差押えは適法か。ただし、設問 1 に対する答えの如何にかかわらず令状は適法に発付されているものとする。

3 下線部③の供述を録取した調書がある。甲の公判手続においてこの調書を証拠とすることができるのはどのような場合かについて、下線部④の甲及び弁護人の主張に留意しつつ、説明せよ。ただし、【事例】の捜査に違法性はないものとして答えなさい。

注 いずれの設問も、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（解答では「出資法」と略してよい）の解釈を問うものではない。

## 参 照

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）（抄）

（出資金の受入の制限）

**第1条** 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

**第2条** 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一 預金、貯金又は定期積金の受入れ

二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

（浮貸し等の禁止）

**第3条** 〔略〕

（高金利の処罰）

**第5条** 〔略〕

（その他の罰則）

**第8条** いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第5条第1項若しくは第2項、第5条の2第1項又は第5条の3の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第5条第3項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第1条、第2条第1項、第3条又は第4条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

二 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、前号に掲げる規定に係る禁止を免れる行為をした者

〔第4項 略〕

**第9条** 〔両罰規定〕

